

緊急事態解除宣言を受けた今後の佐世保市の対応について (令和2年6月1日～)

市民の皆様へ

- 引き続きマスクの着用や手洗いの励行、密閉・密集・密接の3密を最大限避けるなど、「新しい生活様式」の実践を更に徹底してください。
- 6月1日から県境を越える移動の自粛要請は解除されますが、一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)及び北海道への移動については、6月18日までは、慎重な判断をお願いします。
- 新たな感染者が確認されている県への移動は慎重に行い、観光は、人との間隔を確保して、県内から徐々に再開してください。
- お買い物やお食事等は、市内店舗のご利用にご協力ください。

事業者の皆様へ

- イベントや会合等の開催は、人との間隔を十分確保し、3密を避けるなどの対策を講じた上で、国の指針を参考に、段階的に実施されますようお願いいたします。
- テレワークや時差出勤、オンライン会議など、3密を避ける環境整備の推進にご協力をお願いします。

市の施設について

- 県境を越えた移動自粛要請の解除を踏まえ、適切な感染防止対策を講じた上で、県外の方の使用も可能とします。

市内離島への訪問について

- 黒島、高島への訪問は6月18日までは控えてください。宇久島については県民の方は訪問可能です。

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

< 基本的な考え方 >

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 *ステップ③から約3週間後	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等			展示会等		プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>		お祭り・野外フェス等	
	全国的・広域的	地域	全国的・広域的	地域	全国的・広域的	地域	全国的・広域的	地域	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50%^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	○ 【100人又は50%】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	×	×	×	×	
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 (ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	×	×	×	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可	×	×	×	×	
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目指 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	
ステップ① 6月1日～	 * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後		* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 * GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後		 * GoToキャンペーンによる支援

佐世保市が設置する施設等の対応について【休館等】

《令和2年6月1日現在》

施設名	対応	期間	対応内容	問い合わせ先
黒島天主堂 (見学台、資料室)	①業務縮小 ②休業	①3月4日(水)～ ②4月11日(土)～	①乳幼児、小学生、中学生、高校生の見学を自粛 いただいています。(保護者同伴含む) ②左記期間から当分の間、休業します。	黒島教会資料室 56-2299

佐世保市が設置する施設等の対応について【業務縮小等】

《令和2年6月1日現在》

施設名	対応	期間	対応内容	問い合わせ先
えぼしスポーツの里	①閉園 ②業務縮小	①4月18日(土)～ 5月17日(日) ②5月18日(月)～	①左記期間から当分の間、閉園します。 ②左記期間から開園します。 なお、ボールプール、キッズルームは利用できません。	公園緑地課 24-1111 内線2833 えぼしスポーツの里 24-6669
お試し住宅 1世帯分	①受付停止 ②業務縮小	①4月11日(土)～ 5月17日(日) ②5月18日(月)～	①左記期間から当分の間、新規利用の受付を停止します。 ②左記期間から県内利用者の受付を行います。	宇久行政センター 産業建設課 0959-57-3113
男女共同参画推進センター 「スピカ」	①業務縮小 ②休所 ③業務縮小	①4月19日(日)～ ②4月22日(水)～ 5月24日(日) ③5月25日(月)～	①図書交流コーナーは利用できません。なお、新規の貸室の予約受付も当面の間、行いません。 ②左記期間は、休所します。 なお、5月25日(月)以降の貸室利用については、電話で予約を受付けます。(水曜日を除く) ③左記期間から貸室、図書の貸出を再開します。 なお、図書交流コーナーの椅子の利用はできません。	男女共同参画推進 センター「スピカ」 23-3828
市立図書館	①業務縮小 ②業務縮小 ③業務縮小 ④休館 ⑤業務縮小	①3月4日(水)～ ②3月7日(土)～ ③4月18日(土)～ ④4月27日(月)～ 5月11日(月) ⑤5月12日(火)～	①長時間の滞在を自粛いただきます。 また、多くの児童生徒が利用する3階学習室、4階飲食コーナーを利用禁止とします。 ②貸出期間を2週間から3週間に、貸出冊数を10冊から20冊に拡大します。 ③左記期間から当分の間、休館します。 ただし、貸出業務のみ施設の一部を利用して継続します。 ④左記期間は、休館します。 貸出業務についても、利用を停止します。 ⑤左記期間からは、貸出業務を再開します。 また、3階学習室、4階飲食コーナーは利用できません。 館内での長時間の滞在は自粛をお願いします。	図書館 22-5618
道の駅させぼくす99	①業務縮小 ②閉鎖 ③業務縮小 ④業務縮小	①4月13日(月)～ 4月28日(火) ②4月29日(水)～ 5月7日(木)10時 ③5月7日(木)10 時～5月15日(金) ④5月16日(土)～	①左記期間は、銘品館、フード館、情報館、イベント館を休館します。 トイレおよび駐車場は、通常通り24時間利用可能です。 ②左記期間は、駐車場およびトイレを含む全施設を閉鎖します。 ③左記期間は、銘品館、フード館、情報館、イベント館を休館します。 トイレおよび駐車場は、通常通り24時間利用可能です。 ④左記期間から当分の間、銘品館・フード館を時短営業します。 ・銘品館(イベント館)：9時から18時まで営業 ・フード館：7時から15時まで営業 ・情報館、トイレおよび駐車場：24時間利用可能	ふるさと物産振興課 20-1042 道の駅 させぼくす99 42-6077

佐世保市が設置する施設等の対応について【業務縮小等】

≪令和2年6月1日現在≫

施設名	対応	期間	対応内容	問い合わせ先
佐世保市世知原温浴・宿泊施設 「山暖簾」	①休館 ②業務縮小	①4月20日(月)～ 5月20日(水) ②5月21日(木)～ 8月31日(月)	①左記期間から当分の間、休館します。 ②左記期間は、日帰り温泉、湯上り茶屋は、営業時間を短縮します。 【日帰り温泉】 10時30分から17時30分まで (17時まで受付) 【湯上り茶屋】 11時00分から17時00分まで	観光課 24-1111 内線3027 山暖簾 76-2900
佐世保競輪場	①無観客開催・場外発売中止 ②払戻中止	①2月27日(木)～ ②2月29日(土)～	①全国の競輪場において、無観客での開催を実施するとともに、場外発売を中止しています。なお、電話投票及びインターネット投票は通常通り実施しています。 ②払戻を中止しています。	佐世保競輪場 31-4797